

総務常任委員会

令和4年3月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹	○横田 敏文	齋藤 文夫
大森恒太郎	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
政策財政課長	福居 哲也	同 参 事	岡村 智生
同 課 長 補 佐	福井 まり	税 務 課 長	福田 善行
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	三原 進也
生涯学習課参事	平田 政彦		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	監査委員室課長補佐	角井 幸司
--------	-------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、大森委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、齋藤委員、大森委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、1. 付託議案の（1）議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正については、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、国の非常勤職員について育児休業等の取得要件の緩和が図られるこ

とから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

はじめに、1. 主な改正内容についてであります。 (1) 育児休業及び部分休業の取得要件の緩和といたしまして、非常勤職員、本町では、会計年度任用職員が該当いたしますが、この非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件におきまして、現行では「引き続き在職した期間が1年以上である」という要件を課していますが、この要件を廃止するものであります。次に、(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置といたしまして、職員本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置等を任命権者に対し、義務付ける規定を新たに設けるものであります。

続きまして、2. 施行期日についてであります。令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、1. 付託議案の(1) 議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第5号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓安全安心課長。

安全安心
課長 それでは、1. 付託議案の(2) 議案第5号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条
例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

安全安心
課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせてい
ただきますので、改正文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例(要旨)をご覧いただきたいと思えます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員
等公務災害補償を受ける権利を担保とすることができる特例を廃止するものであり
ます。1. 施行期日等、(1) 施行期日につきましては、令和4年4月1日でござ
います。なお、対象となる消防団員についてはおられないところであります。

以上で、1. 付託議案の(2) 議案第5号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例
の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願
い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと内容がよくわからないんですけども、受ける権利を担保とすること
ができるというのは、もともとどういうことだったんですか。

安全安心
課長 もともと、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行います恩給
担保貸付事業というのがございまして、このうちの災害補償年金を担保とする
融資制度がございしますが、これが令和2年3月末をもって新規申し込みが終了する
ということで、この但し書きがはずされた、今回の改正になるということでござ
います。

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 福居政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお願いします。はじめに、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、国の第1次補正予算による、国税収入の増額や臨時経済対策費の措置等に伴い、普通交付税が増額交付されることから、1億8,491万4千円の増額をお願いします。次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険者支援制度分の保険基盤安定負担金の確定に伴う40万8千円の減額をお願いします。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が見込まれることから、868万4千円の増額、第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、本町が負担するマイナンバーカード等の関連事務委任交付金が

当初見積りを上回る見込みであり、この費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事業費補助金324万5千円の増額、また、マイナンバーカードによる転入・転出手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システム等の改修費用が補助対象となることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金358万円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、保育現場で働く保育士等の収入引上げ措置に伴う町内私立保育所への運営補助金が補助対象となることから、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金140万8千円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、障害者の移動支援事業費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金90万円の増額をお願いするものであります。第4目 土木費国庫補助金では、第3節 都市計画費補助金で、町内の大規模盛土造成地の現地踏査等調査及び第2次スクリーニング計画の策定を、奈良県に委託して実施することとし、この費用が補助対象となることから、社会資本整備総合交付金68万5千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお願いします。第5目 教育費国庫補助金では、第1節 小学校費補助金で、本年度の小学校トイレ改修事業が国庫補助事業として内定されたことから、学校施設環境改善交付金403万8千円の増額、小学校における感染症対策に必要な物品の購入費が補助対象となることから、学校保健特別対策事業費補助金247万5千円の増額、国のGIGAスクール構想の一層の推進のための指導者用PC端末等の購入費が補助対象となることから、情報機器整備費補助金49万5千円の増額をお願いするものであります。第2節 中学校費補助金では、小学校と同様の理由により、あわせて451万4千円の増額をお願いするものであります。第4節 幼稚園費補助金では、町立幼稚園の感染対策に必要な物品及びICT環境整備に必要な備品の購入費が補助対象となることから、教育支援体制整備事業費交付金300万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第4節 保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金20万4千円の減額をお願いするものであります。次に、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、国庫補助金で申しあげた地域生活支援事業費補助金と同様の理由により、45万円の増額をお願いするものであります。第3目 農林水産業費県補助金では、第1節 農業費補助金で、農地の集積・集約化のための所有者意向等の把握を目的としたタ

ブレット端末の購入費用が補助対象となることから、農地集積・集約化対策事業費補助金16万円の増額、第2節 農地費補助金で、防災重点ため池の劣化状況調査に要する費用が補助対象となることから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金720万円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただきまして、第5目 土木費県補助金では、第1節 都市計画費補助金で、国庫補助金で申しあげた社会資本整備総合交付金と同様の理由により、宅地耐震化推進事業補助金34万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税の申込が当初予算額を上回る見込みであることから、第1節 教育費寄附金200万円、第2節 福祉費寄附金100万円のあわせて300万円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、第4目 教育債の第4節 学校教育施設等整備事業債で、国庫補助金で申しあげましたとおり、小中学校トイレ改修事業が補助対象となり、起債限度額が上がることから、300万円の増額をお願いするものであります。第5目 臨時財政対策債では、地方交付税で申しあげました、普通交付税の増額交付のうち、臨時財政対策債の償還財源として措置された額の借入れを見送ることとし、1億1千万円の減額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

12ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第18節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金として、2,586万5千円の増額をお願いするものであります。第3目 財政管理費では、歳入で申しあげたふるさと納税の寄附受入れの増に伴い、第7節 報償費で、お礼に係る費用108万円の増額、その他の事務費として、第11節 役務費で、手数料8万円の増額、第13節 使用料及び賃借料で、ふるさと納税ウェブサイト利用料8万円の増額をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、歳入で申しあげた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額などに伴う財源振替をお願いしております。第6目 企画費では、第18節 負担金補助及び交付金で、いかるがホール施設の利用人数制限措置により影響を受けた指定管理者に対する設備維持支援金として、470万円の増額をお願いするものであります。

次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、証明

書交付機の導入費用が当初見積りを下回ることに伴い、第12節 委託料で、証明書交付機設定業務委託料188万円の減額、第17節 備品購入費で377万7千円の減額、また、歳入で申しあげたとおり、第12節 委託料で、転入・転出手続のワンストップ化に係る住民基本台帳ネットワークシステム等改修業務委託料358万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、マイナンバーカード等の関連事務委任交付金が当初見積りを上回ることから、324万5千円の増額をお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第24節 積立金で、歳入で申しあげた寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望される寄附金の積立金100万円の増額、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定負担金の確定等に伴い、あわせて82万9千円の減額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第12節 委託料で、歳入で申しあげた障害者における移動支援事業費が当初見積りを上回ることから、300万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた保育士等処遇改善臨時特例事業補助金140万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第1目 農業委員会費の第17節 備品購入費で、歳入で申しあげた農地の集積・集約化のためのタブレット端末の購入費用16万円の増額をお願いするものであります。第4目 土地改良事業費では、歳入で申しあげた防災重点ため池の劣化状況調査に要する費用として、第12節 委託料で、溜池点検業務委託料720万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金4万円の増額をお願いするものであります。

14ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上額が減少した事業者を対象とした事業者支援金の申請件数が当初見積りを下回ることから、第11節 役務費で、通信運搬費4万2千円の減額、第18節 負担金補助及び交付金で、事業者支援金1,500万円の減額をお願いするものであります。第3目 観光費では第18節 負担金補助及び交付金で、感染症の拡大防止のため、聖徳太子広域ウォークの開催が中止となったことから、その開催負担金129万8千円の減額をお願

いするものであります。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費の第12節 委託料で、歳入で申しあげた大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務委託料144万円の増額をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきまして、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、歳入で申しあげた感染症対策等に必要な物品の購入費用として、第10節 需用費で、消耗品費495万円の増額をお願いするものであります。第2目 教育振興費では、歳入で申しあげた指導者用PC端末等の購入に要する費用として、第10節 需用費で、消耗品費4万5千円の増額、第17節 備品購入費で94万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第3項 中学校費では、小学校費と同様の理由により、第1目 学校管理費の第10節 需用費で消耗品費270万円の増額、第2目 教育振興費の第10節 需用費で、消耗品費4万3千円、第17節 備品購入費で90万2千円の増額をお願いするものであります。16ページをお願いします。第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費の第10節 需用費で、歳入で申しあげた感染防止対策等に必要な物品の購入費用として、消耗品費103万8千円の増額、第17節 備品購入費で、歳入で申しあげたICT環境整備に向けた情報機器の購入費用として、346万2千円の増額をお願いするものであります。次に、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費の第24節 積立金で、歳入で申しあげた寄附金のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立てを希望される寄附金の積立金200万円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源7,534万1千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてであります。歳出において増額補正を申しあげた事業のうち、国の第1次補正予算に伴う増額補正を行ったものについて、本年度末までに予算の支出が見込めないことから、それぞれ予算措置の追加をお願いするものであります。第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費の、住民基本台帳ネットワークシステム等改修事業のほか、次のページにかけての9事業で、あわせて2,650万5千円をお願いしております。

次に、6ページの第3表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげまし

たとおり、地方債の変更として、臨時財政対策債で限度額を2億9,140万円に減額する補正と、学校教育施設等整備事業債で6,030万円に増額する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政課長 以上で、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 予算書の12ページ、いかるがホールの人数の利用制限ということで先ほど説明されてましたけど、これは使用料を半額にしたからとか、結構です。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として満場一致

で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第１５号 奈良県広域消防組合規約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、１．付託議案の（４）議案第１５号 奈良県広域消防組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

安全安心
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、規約の変更文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、奈良県広域消防組合規約の一部を変更する規約（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

本議案につきましては、その端緒として、大きく三つの背景があり、ひとつとして、組合議会は市町村議会の議員のみで構成を要望されたこと。二つとして、組合議員が３７構成全市町村からなされていないこと。三つとして、議員任期の変更の意見があったことから、組合議会議員の構成、定数及び任期について、本組合規約において所要の変更を行うものであります。

はじめに、１．変更の概要についてでございます。（１）組合議員の構成（第５条の改正規定）でございますが、令和２年１１月３０日に開催されました組合議会におかれまして、「奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する決議」を尊重され、「市町村長又は市町村議会議員」から「市町村議会議員」のみで構成するために改正を行うものでございます。（２）組合議員の定数（第５条の改正規定）であります。組合議会の議員は、３７の市町村で構成されていますが、２期に１回以上は、すべての構成市町村から議員選出が可能となるよう均衡を図るため、組合議員の定数を２５人から２６人に増員する改正を行うものでございます。

（３）組合議員任期の変更（第６条の改正規定）でございますが、消防行政に理解を深めていただく期間として、組合議員の任期を１年から２年に延長する改正を行うものであります。次に、２．施行期日についてでございますが、令和４年７月１

日から施行いたします。

以上で、1. 付託議案の(4) 議案第15号 奈良県広域消防組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 変更の概要の(1)の背景と、(2)はわかりますけども、(3)1年から2年にした背景は。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時38分 再開)

委員長 再開いたします。
真弓安全安心課長。

安全安心課長 議員の任期を2年にされたというところがございますけれども、こちらにつきましては組合議会のほうで議員の方から変更を求めるご意見があったということで始まっていると聞いております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査 (1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。前回の2月17日開催の当総務常任委員会にて報告いたしました「斑鳩考古学講座 古墳めぐり」につきましては、総数29人の応募者があり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行った上で予定どおり3月27日に実施する予定であります。

次に、発掘調査についてであります。史跡中宮寺跡の北方の状況を確認することを目的とした中宮寺跡周辺遺跡の発掘調査を2月より開始しており、現在までに中宮寺に関係した倉庫と考えられる掘立柱建物跡の柱穴や溝などの遺構を確認しております。

次に、史跡中宮寺跡（「藤ノ木古墳」と後刻訂正）の石室特別公開につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和4年度の春季の特別公開につきましても、昨年と同様に中止とさせていただくことになりました。しかしながら、2年間にわたり開催ができていないことから、オンラインによる石室特別公開のライブ配信の実施について、斑鳩町観光協会と現在検討を進めているところでございます。

次に、前回の2月17日開催の当総務常任委員会にて報告いたしましたとおり、今年のゴールデンウィーク期間中に、史跡中宮寺跡を会場とした文化財の啓発および中宮寺跡の活用の促進を図ることを目的としたイベントの開催に合わせて、こいのぼりを多目的広場および北側柵に掲揚するため、3月号の町広報紙にて3月7日から、町民の方よりいらなくなったこいのぼりの寄付の募集を行いましたところ、現在までに一番大きな真ゴイの大きさが5m程度のこいのぼりが6セット、一番大

きな真ゴイの大きさが2 m程度のものが6セットの寄付の申し出がございましたことを報告いたします。

次に、前回の2月17日開催の当総務常任委員会にて報告いたしました奈良大学と共同で調査を進めております龍田南2丁目に所在する戸垣山古墳の範囲確認を目的とした発掘調査につきましては、調査はまだ終了しておりませんが、現時点で報告すべき顕著な調査成果は確認できておりません。また、法隆寺1丁目に所在する舟塚古墳の測量調査につきましては現在進めており、月末までに終了する予定であります。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、私聞き間違えたかもしれませんけども、石室公開のところでは史跡中宮寺跡の石室公開って言いませんでしたか、藤ノ木古墳。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 もしかしたら私言い間違えたかもしれません。「史跡藤ノ木古墳」の石室特別公開でございます。申し訳ございませんでした。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3. 各課報告事項を議題とします。
(1) 第2期斑鳩町教育に関する大綱(案)について、理事者の報告を求めます。
福居政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、各課報告事項（１）第２期斑鳩町教育に関する大綱（案）につきましてご説明いたします。本大綱（案）は、昨年１１月の総務常任委員会でご報告いたしました素案の最終案としてお示しさせていただくものでございます。

はじめに、本委員会報告後からの経緯についてでございますが、パブリックコメントの意見募集を、令和３年１２月１７日から令和４年１月１７日までの期間で実施したところ、意見提出がなかったことから、先月１０日に斑鳩町総合教育会議を開催し、素案内容を変更しない方針で、大綱（案）の承認をいただいたところであります。

次に、大綱（案）につきまして、その概要をご説明させていただきます。

資料１の２ページをご覧くださいませでしょうか。２．位置付けの（１）根拠法令にもありますように、本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育理念と教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めたものとなります。

なお、第１期の大綱は平成２８年２月に策定しており、第２期大綱は、この対象期間が経過したことに伴い策定するもので、本ページの下のところの、３．期間にありますように、対象期間を令和８年度までの概ね５年間としております。

４ページ以降の大綱の内容につきましては、以前の本委員会でお示した素案からの変更点はないことから、説明は割愛させていただきますが、４ページに教育理念のテーマである「育てよう和の心」と３つの理念を掲げ、５ページ以降に、５つの基本方針及び１３の施策目標を掲げております。

これらの理念のもと、各目標の実現にむけて、町長部局と教育委員会が一層連携・協力し、引き続き本町の教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定としましては、今月中に第２期大綱を策定しまして、町広報紙にて住民周知を行いたいと考えているところであります。

以上で、第２期斑鳩町教育に関する大綱（案）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時47分 再開)

委員長

再開します。

よろしいですか。

(な し)

委員長

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 真弓安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、安全安心課より新型コロナウイルス感染症に伴う自宅療養者等に対する新たな生活支援について、ご報告いたします。

去る令和4年3月2日、奈良県の定例記者会見において発表されました、「オミクロン株の特性と現在の感染状況に対応した奈良県医療提供体制の再構築（経過報告）」におきまして、奈良県から、今後は、自宅待機者・療養者への連絡・支援体制を強化し、生活支援の希望を聴取した上で、本人の承諾が得られた場合に、その旨を市町村に伝達するとの方針が示されたことから、この情報により把握した町民の方に対し、生活支援を実施することといたしました。

事業開始日につきましては、奈良県からの情報提供開始日としております。

生活支援の内容であります。対象者に対し、無償で概ね5日間分の食料等の詰め合わせを提供してまいります。

自宅療養者等の方に、できるだけ早くお届けできるようすすめてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。安全安心課からは以上でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

5日間と聞きましたけども、5日間で終わらないと、また延長というのをされる

予定はあるのでしょうか。

安全安心
課長 5日間分ということでございますので、1回限りと考えておりますので、その後
につきましても、社会福祉協議会で生活支援、買い物支援活動をすでに行っておりますので、そちらのほうにつなげていきたいと思っております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
次に、継続審査について、お諮りします。
ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時51分 閉会)